別添利用料金表

ひらかた聖徳園デイケアセンター(聖徳園診療所)

・介護保険適用サービス

- ※介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※要介護認定申請中にサービスを利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と認定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。 償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

〇通所リハビリテーション(1日当り)

)/\L·J)	3 //	利用者負担額(円)							
		基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担					
	サービス	1時間以上2時間未満									
	提供時間	000			770	4400					
	要介護1	369	3892	390	779	1168					
	要介護2	398	4198	420	840	1260					
	要介護3	429	4525	453	905	1358					
	要介護4	458	4831 5180	484	967	1450					
	<u>要介護5</u> サービス	491		518	1036	1554					
	提供時間		2時間以上3時間	未満							
	要介護1	383	4040	404	808	1212					
	要介護2	439	4631	464	927	1390					
	要介護3	498	5253	526	1051	1576					
	要介護4	555	5855	586	1171	1757					
	要介護5	612	6456	646	1292	1937					
	サービス		3時間以上4時間	土港							
	提供時間		3時間以工4時間	一个一							
	要介護1	486	5127	513	1026	1539					
	要介護2	565	5960	596	1192	1788					
	要介護3	643	6783	679	1357	2035					
通	要介護4	743	7838	784	1568	2352					
堂	要介護5	842	8883	889	1777	2665					
通常規模型	サービス 提供時間		4時間以上5時間	未満							
悮	要介護1	553	5834	584	1167	1751					
空	要介護2	642	6773	678	1355	2032					
	要介護3	730	7701	771	1541	2311					
	要介護4	844	8904	891	1781	2672					
	要介護5	957	10096	1010	2020	3029					
	サービス		5時間以上6時間]未満							
	提供時間	000			1010	1000					
	要介護1	622	6562 7785	657	1313	1969					
	要介護2	738	8988	779 899	1557 1798	2336					
	要介護3	852 987	10412	1042		2697 3124					
	<u>要介護4</u> 要介護5	1120	11816	1182	2364	3545					
	サービス	1120			2304	3343					
	提供時間		6時間以上7時間 								
	要介護1	715	7543	755	1509	2263					
	要介護2	850	8967	897	1794	2691					
	要介護3	981	10349	1035	2070	3105					
	要介護4	1137	11995	1200	2399	3599					
	要介護5	1290	13609	1361	2722	4083					

〇诵所リハビリテーション(1日当り)

<u> </u>	<i>//</i>	<u> / コノ (・ロ:</u>	<u> </u>				
				利用者負担額(円)			
		基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担	
	サービス		7時間以上8時間	14. 注			
	提供時間		/時间以上0時间	11个心			
通	要介護1	762	8039	804	1608	2412	
常	要介護2	903	9526	953	1906	2858	
規	要介護3	1046	11035	1104	2207	3311	
Ⅱ	要介護4	1215	12818	1282	2564	3846	
型	要介護5	1379	14548	1455	2910	4365	

					+ + 10+	(FE)					
		+ + × /+		利井.	者負担額	(円)					
		基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担					
	サービス										
	提供時間										
	要介護1	357	3766	377	754	1130					
	要介護2	388	4093	410	819	1228					
	要介護3	415	4378	438	876	1314					
	要介護4	445	4694	470	939	1409					
	要介護5	475	5011	502	1003	1504					
	サービス		2時間以上3時間	引未 満							
	提供時間	270	3924	202	705	1170					
	<u>要介護1</u> 要介護2	372 427	<u> </u>	393 451	785 901	1178 1352					
	要介護2	427	5085	509	1017	1526					
	要介護4	536	5654	566	1131	1697					
	<u>安月設4</u> 要介護5	591	6235	624	1247	1871					
	サービス	391			1247	10/1					
	提供時間	3時間以上4時間未満									
	要介護1	470	4958	496	992	1488					
	要介護2	547	5770	577	1154	1731					
	要介護3	623	6572	658	1315	1972					
	要介護4	719	7585	759	1517	2276					
大	要介護5	816	8608	861	1722	2583					
大規模	サービス	•	4時間以上5時間	94.港							
模	提供時間		4時间以上5時间	11个心							
型	要介護1	525	5538	554	1108	1662					
	要介護2	611	6446	645	1290	1934					
	要介護3	696	7342	735	1469	2203					
	要介護4	805	8492	850	1699	2548					
	要介護5	912	9621	963	1925	2887					
	サービス		5時間以上6時間	引未 満							
	提供時間	50.4			4000	1010					
	要介護1	584	6161	617	1233	1849					
	要介護2	692	7300	730	1460	2190					
	要介護3	800	8440	844	1688						
	要介護4	929	9800 11109	980	1960	2940					
	<u>要介護5</u> サービス	1053	11109	1111	2222	3333					
	提供時間		6時間以上7時間	『未満							
	要介護1	675	7121	713	1425	2137					
	要介護2	802	8461	847	1693	2539					
	要介護3	926	9769	977	1954	2931					
	要介護4	1077	11362	1137	2273						
	要介護5	1224	12913	1292	2583	3874					

○通所リハビリテーション(1日当り)

<u> </u>	<i>//</i>	<u> </u>	<i></i>			
		基本単位		利用	者負担額	(円)
			利用料	1割負担	2割負担	3割負担
	サービス 提供時間		7時間以上8時間	引 未満		
+	要介護1	714	7532	754	1507	2260
大坦	要介護2	847	8935	894	1787	2681
規 模 型	要介護3	983	10370	1037	2074	3111
	要介護4	1140	12027	1203	2406	3609
L ±	要介護5	1300	13715	1372	2743	4115

○加算料金 | 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

				者負担額		片 C1559。 	算定
加算	基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担	- 内容	回数等
理学療法士等 体制強化加算	30	316	32	64	95	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤 専従で2名以上配置している場合に算定	1時間以上2時間 未満の利用で実 施した日数
リハビリテーション 提供体制加算 I (3時間以上4時間未満)	12	126	13	26	38		
リハビリテーション 提供体制加算 II (4時間以上5時間未満)	16	168	17	34	51	理学療法士、作業療法士又は ・言語聴覚士について基準よりも	
リハビリテーション 提供体制加算Ⅲ (5時間以上6時間未満)	20	211	22	43	64	手厚い体制を確保し、リハビリ テーション計画に位置づけられ た長時間のサービス提供をして	1日
リハビリテーション 提供体制加算IV (6時間以上7時間未満)	24	253	26	51	76	いる場合に算定	
リハビリテーション 提供体制加算 V (7時間以上)	28	295	30	59	89		
入浴介助加算(I)	40	422	43	85	127	入浴中の利用者の観察を含む介助を 行う場合に算定	1日
入浴介助加算(Ⅱ)	60	633	64	127	190	居宅において入浴ができるようになることを 目的に、居宅を訪問し把握した浴室環境等 を踏まえた入浴介助計画の作成と計画に 沿った支援を行った場合に算定	1日
リハビリテーション	560	5908	591	1182	1773	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種が共同で計画の作成から	同意を得た日から 6ヶ月以内、1ヶ月 につき
マネジメント加算(イ)	240	2532	254	507	760	サービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に通所リハビリテーションの質を 管理した場合に算定	同意を得た日から 6ヶ月を超えた期 間、1ヶ月につき
リハビリテーション	593	6256	626	1252	1877	(イ)の要件に加え、当事業所における 通所リハビリテーション計画等の内容	同意を得た日から 6ヶ月以内、1ヶ月 につき
マネジメント加算(ロ)	273	2880	288	576	864	に関するデータを厚生労働省に提出し ます。	同意を得た日から 6ヶ月を超えた期 間、1ヶ月につき
リハビリテーション	793	8366	837	1674	2510	(ロ)の要件に加え、栄養アセスメント及び口腔アセスメントを実施。言語聴覚士、歯科衛生士又は看護師がその他の職員と共同して口腔の健康状	同意を得た日から 6ヶ月以内、1ヶ月 につき
マネジメント加算(ハ)	473	4990	499	998	1497	態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行う。把握した情報は 共有し、計画見直しに活用する。	同意を得た日から 6ヶ月を超えた期 間、1ヶ月につき
※リハビリテーション マネジメント加算	270	2848	285	570	855	事業所の医師が利用者又は家族に対し、利用者 の同意を得た場合	1ヶ月につき
短期集中個別リハビリ テーション実施加算	110	1160	116	232	348	病院等の退院日又は認定日から3ヵ月以内に個別 リハビリテーションを集中的に行った場合に算定	1日
認知症短期集中リハビリ テーション実施加算(I)	240	2532	254	507	760	認知症であって生活機能改善が見込まれると判断された利用者について、病院等の退院日又は通所開始日から3ヵ月以内にリハビリテーションを	1日
認知症短期集中リハビリ テーション実施加算(Ⅱ)	1920	20256	2026	4052	6077	集中的に行った場合に算定します。1週間に2日を 限度に20分以上個別リハビリ実施した場合は (I)、個別又は集団で1ヶ月に4日以上実施は (I)	1日

〇加算料金 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加昇されます。									
加算	基本単位	利用料			3割負担	内容	算定 回数等		
生活行為向上リハビリ テーション実施加算	1250	13187	1319	2638	3957	生活行為の内容の充実を図るための目標及び実施内容を 定め計画的にリハビリテーションを実施した場合	1日		
若年性認知症利用者 受入加算	60	633	64	127	190	若年性認知症の利用者を対象にリハビリテーションを行っ た場合	1日		
栄養アセスメント加算	50	527	53	106	159	他職種共同で栄養アセスメントを行い、栄養状態等の情報 を厚生労働省に提出。必要な情報を活用した場合に算定	1ヶ月		
栄養改善加算	200	2110	211	422	633	低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して、栄養 食事相談等の栄養管理を実施し、栄養改善サービスを 行った場合に算定	3ヶ月に2回以内の 期間に限り1ヶ月		
口腔・栄養スクリーニング 加算(I)	20	211	22	43	64	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康 状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定	10		
ロ腔・栄養スクリーニング 加算(Ⅱ)	5	52	6	11	16	栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算 を算定している場合	10		
口腔機能向上加算(I)	150	1582	159	317	475	ロ腔機能の低下が認められる、または低下する恐れがある方を対象に、指導等を行った場合に算定	月2回		
口腔機能向上加算(Ⅱ)	155	1635	164	327	491	口腔機能向上加算(I)の取り組み内容データをLIFE(科学的介護情報システム)に提出した場合に算定	月2回		
重度療養管理加算	100	1055	106	211	317	要介護度3以上の利用者に対して、医学的管理のもとで計画的にサービスを提供した場合に算定	1日		
中重度ケア体制加算	20	211	22	43	64	中重度の要介護が社会性の維持を図り、在宅生活の継続 を目指したケアを計画的に実施できる体制を整えている場 合に算定	1日		
科学的介護 推進体制加算	40	422	43	85	127	利用者ごとのデータ等をLIFE(科学的介護情報システム) に提出し、そのデータを通所リハビリテーションの適切かつ 有効に活用している場合に算定	1ヶ月		
移行支援加算	12	126	13	26	38	リハビリテーションを行い、通所介護等に移行させた者が 一定の割合を占めた場合に算定	1日につき1回		
退院時共同指導加算	600	6330	633	1266	1899	医療機関等からの退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合に算定	当該退院に つき1回		
サービス提供体制強 化加算(I)	22	232	24	47	70	厚生労働大臣が定める基準に適合した場 合に算定	1日		
サービス提供体制強 化加算(II)	18	189	19	38	57	厚生労働大臣が定める基準に適合した場 合に算定	1日		
サービス提供体制強 化加算(Ⅲ)	6	63	7	13	19	厚生労働大臣が定める基準に適合した場 合に算定	1日		
介護職員等処遇改 善加算(I)	総単位数の 8.6%		1ヶ月の利用料金の8.6%を加算		6%を加算	介護職員の賃金や労働環境の改善を図るために厚生労 働省によって設けられた制度。基準に適合した場合に算定	基本サー		
介護職員等処遇改 善加算(Ⅱ)	総単位数の 8.3%		1ヶ月の利用料金の8.3%を加算		3%を加算	介護職員の賃金や労働環境の改善を図るために厚生労働省によって設けられた制度。基準に適合した場合に算定	ビス費に 各種加算・ 減算を加		
介護職員等処遇改善善加算(Ⅲ)	総単位数の 6.6%		1ヶ月の利用料金の6.6%を加算		6%を加算	介護職員の賃金や労働環境の改善を図るために厚生労働省によって設けられた制度。基準に適合した場合に算定	減昇を加えた総単 位数によ		
介護職員等処遇改善善加算(IV)	総単位数の 5.3%		1ヶ月の利	1ヶ月の利用料金の5.3%を加算		介護職員の賃金や労働環境の改善を図るために厚生労働省によって設けられた制度。基準に適合した場合に算定	は		
送迎減算	-47	-495	-50	-99	-149	送迎を実施しなかった場合	片道		

〇介護保険適用外サービス(その他の費用)							
食事料金	700円(1食当り)						
尿取りパット・フラット式紙おむつ	50円(1枚)						
リハビリパンツ・テープ式パンツ	150円(1枚)						
行事参加費	実費						

四山

別添 利用料金表

ひらかた聖徳園デイケアセンター(聖徳園診療所)

・介護保険適用サービス

- ※介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※要介護認定申請中にサービスを利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と認定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。 給付制限が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。 償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。
- ※介護予防通所リハビリテーションの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。よって計画に定めた日数に増減があった場合、日割り計算はできません。但し、以下の場合、例外的に日割り計算を行います。
- ①月途中に要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合。
- ②同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合。
- ③月途中で要支援度が変更になった場合。
- ④月途中での利用開始や終了になった場合。

〇介護予防通所リハビリテーション(1ヶ月当り)

アかが用いって	ハヒットーション(「ケ月ヨッ)											
	通常の場合(月ごとの定額制)											
			利用	者負担額	(円)							
	基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担							
要支援1	0	0	0	0	0							
要支援2	0	0	0	0	0							
		始した日の属する月から起算して										
	防通	所リハビリテーションを行った場合	合(要件を満	島たさない場	易合)							
要支援1	0	0	0	0	0							
要支援2	0	0	0	0	0							

〇加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料		<u> </u> 者負担額		内容	算定
77F 71	本个十四	ראנוונייף	1割負担	2割負担	3割負担	F 7 12	回数等
退院時共同指導加算	0	0	0	0	0	医療機関等からの退院前カンファレンスに参加し、共同指 導を行った場合に算定	当該退院に つき1回
栄養アセスメント加算	0	0	0	0	0	他職種共同で栄養アセスメントを行い、栄養状態等の情報 を厚生労働省に提出。必要な情報を活用した場合に算定	1ヶ月につき
栄養改善加算	0	0	0	0	0	低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して、栄養 食事相談等の栄養管理を実施し、栄養改善サービスを 行った場合に算定	1ヶ月につき
ロ腔・栄養スクリーニング 加算(I)	0	0	0	0	0	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康 状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定	1回(6ヶ月に1 回を限度に)
ロ腔・栄養スクリーニング 加算(Ⅱ)	0	0	0	0	0	栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算 を算定している場合	1回(6ヶ月に1 回を限度に)
口腔機能向上加算(I)	0	0	0	0	0	ロ腔機能の低下が認められる、または低下する恐れがある方を対象に、指導等を行った場合に算定	1ヶ月につき
口腔機能向上加算(Ⅱ)	0	0	0	0	0	口腔機能向上加算(I)の取り組み内容データをLIFE(科学的介護情報ンステム)に提出した場合に算定	1ヶ月につき
一体的サービス提 供加算	0	0	0	0	0	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施しており、利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日を1ヶ月に2回以上設けている場合。※栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。	1ヶ月につき
科学的介護 推進体制加算	0	0	0	0	0	利用者ごとのデータ等をLIFE(科学的介護情報システム) に提出し、そのデータを介護予防通所リハビリテーションの 適切かつ有効に活用している場合に算定	1ヶ月につき
サービス提供体制強 化加算(I)要支援1	0	0	0	0	0	介護職員の賃金や労働環境の改善を図るために厚生労働省によって設けられた制度。基準に適合した場合に算定	1ヶ月につき
サービス提供体制強 化加算(I)要支援2	0	0	0	0	0	介護職員の賃金や労働環境の改善を図るために厚生労 働省によって設けられた制度。基準に適合した場合に算定	1ヶ月につき
サービス提供体制強 化加算(II)要支援1	0	0	0	0	0	介護職員の賃金や労働環境の改善を図るために厚生労働省によって設けられた制度。基準に適合した場合に算定	1ヶ月につき
サービス提供体制強 化加算(II)要支援2	0	0	0	0	0	介護職員の賃金や労働環境の改善を図るために厚生労働省によって設けられた制度。基準に適合した場合に算定	1ヶ月につき

サービス提供体制強 化加算(Ⅲ)要支援1	0	0	0	0	0	介護職員の賃金や労働環境の改善を図るために厚生労 働省によって設けられた制度。基準に適合した場合に算定	1ヶ月につき
サービス提供体制強 化加算(Ⅲ)要支援2	0	0	0	0	0	介護職員の賃金や労働環境の改善を図るために厚生労働省によって設けられた制度。基準に適合した場合に算定	1ヶ月につき
介護職員等処遇改善善加算(I)	0		1ヶ月の利用料金の8.6%を加算			1ヶ月の利用料金の8.6%を加算	基本サービ
介護職員等処遇改 善加算(Ⅱ)	0		1ヶ月の利用料金の8.3%を加算			1ヶ月の利用料金の8.3%を加算	ス費に各種 加算・減算
介護職員等処遇改善善加算(III)	0		1ヶ月の利用料金の6.6%を加算			1ヶ月の利用料金の6.6%を加算	を加えた総 単位数によ
介護職員等処遇改善善加算(IV)	0		1ヶ月の利	用料金の5.	3%を加算	1ヶ月の利用料金の5.3%を加算	ବ

〇介護保険適用外サービス(その他の費用)						
食事料金	700円(1食当り)					
尿取りパット・フラット式紙おむつ	50円(1枚)					
リハビリパンツ・テープ式パンツ	150円(1枚)					
行事参加費	実費					